

## 減免対象要件一覧内規 (博物館・松代文化施設等管理事務所)

令和6(2024)年4月1日 施行

対 象 要 件	区分	減免対象者	減免手続
市内の小中学校・市立高校が学校行事で利用する場合	市内	児童・生徒・引率者	減免申請書の提出
PTA・地域の育成会が社会活動や教育活動で児童・生徒を引率して利用する場合		児童・生徒・引率者	
市立公民館（地域公民館を除く）が公民館事業で利用する場合		公民館事業参加者・引率者	
市の事業の一環で利用する場合		参加者・視察者・引率者・担当課職員	
児童福祉施設及び社会福祉施設が事業の一環で利用する場合（児童センター・児童館・知的障害者援護施設・身体障害者更生援護施設・障害者共同作業訓練施設・生活寮・デイサービスセンター・養護老人ホーム・介護老人保健施設など）		児童・生徒・入居者・施設利用者・引率者・介護者	
特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校等）、特別支援学級が学校行事で利用する場合	市内 市外 共通	児童・生徒・引率者	手帳等の提示
身体障害者手帳等の交付を受けた者が利用する場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている者</li> <li>・自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条22項の規定による通院医療費の公費負担に係る受給者証）</li> <li>・上記対象者に必要と認められる介護者又は引率者</li> </ul>	
報道関係者が取材活動で利用する場合		報道関係者	個別に対応
学芸員や研究者が学術研究や調査のために利用する場合		学芸員・研究者	
旅行業者、学校関係者が下見のために利用する場合		旅行業者・学校関係者	
旅行業関係者が添乗する場合		バス乗務員・タクシー運転手・旅行業者	
幼稚園・保育園・小中学校・高校・大学が遠足・社会見学・研修で利用する場合		引率者	
市長が特別な理由があると認めた場合		市長が認める者	